

## 「いじめ」から子どもの命、心身を守る教育を

日本共産党の成宮まり子です。通告している数点について、知事および関係理事者にかがいます。

まず、「いじめ」問題についてです。

大津の中学校の事件をはじめ、「いじめ」事件が全国各地で起き、子どもたちの命まで失われる深刻な事態に、多くの方が胸を痛めておられます。

「いじめを何とかしなければ」と願うすべての方々を合わせ、「いじめ」を解決していくため、日本共産党は先日、「いじめのない学校と社会を～日本共産党の提案」を発表しました。その内容は、第1に、目の前の「いじめ」から、子どもたちの命と心身を守り抜くための緊急対策。第2は、根本的な対策として、「いじめ」が深刻になった原因を教育や社会のあり方の問題からとらえ、改革していくというものです。

「いじめ」をなくしたいと、この間、私自身も保護者や教職員に聞きとりを行なってきましたが、そのなかで大事だと考える点を、以下、具体的にうかがいます。

まず第1は、「いじめ」の実態把握をさらにしっかりとすすめて、子どもの命と安全を守り抜く対応を徹底することです。

文部科学省の緊急調査によれば、「いじめ」は全国で14万4千件。京都府では8748件、「深刻ないじめ」は29件とされました。京都府8748件というのは昨年度463件から大幅増ですが、それでも、児童へのアンケートなどを行わなかった学校や、市町教育委員会単位でも「0」との報告、アンケートで掘んだ「いじめの兆候例」を含めなかったところもあるとのこと。この結果は、そもそもこれまでの調査でほとんどつかめていなかった「いじめ」の実態に、初めて正面から挑んだ段階なのではないでしょうか。

私が保護者らに聞きとったなかでも、まだまだ、「いじめ」の事実が隠されたり、対応が後回しにされる事例があるのではないかと感じます。

例えば、ある小学4年生の男の子は、クラスの女子から足を蹴られ続けていて、お母さんが足が腫れ上がっているのを見つけて学校長に訴えたそうです。けれど「落ち着いて下さい。公にはしないで」とばかり言われ、ちっとも「いじめ」や止まず、結局、男の子は半年間も暴力をがまんし続けなければならなかったとのこと。お母さんは「学校の対応は、子どもの暴力はたいしたことではないかのようで、半年後に、相手の子が謝りに来たけれど、謝罪の言葉もなかった」と言っておられました。

「いじめ」を訴えても、「いじめ」と認めず「軽いトラブル」と扱ったり、隠したり、表面的な「謝罪」で済ませるなどの対応では、子どもを守ることはできず、学校教育への信頼も失われてしまいます。こうしたことを繰り返してはなりません。

そこできかがいますが、「いじめ」の兆候や訴えがあれば絶対に見逃さず、子どもの命と安全を守る対応を最優先にすることが求められます。そのためにも、今回の緊急調査をふまえ、府教育委員会として、とりわけ、「いじめ」の実態をさらにしっかりと機敏に把握するための対策はどうするのか、お答え下さい。

2つめは、「いじめ」を解決してきた豊かな実践が現場にはあり、ここから学び、深く教訓をくみとることについてです。

この間、私は、教育研究集会や「いじめシンポジウム」にも参加し、「いじめ」の実際についてお話を聞いてきました。

あるベテランの中学校教員は、担任のクラスで起きた「いじめ」の経過とその対応を詳しく話して下さいました。女子のAさんが周りから無視されたり、「死ね」と書いた紙が鞆箱に入れられ、持ち物が捨てられるなどが連続した事件では、生徒一人ひとりに、誰がやっているのか、どうしてそうなったのかをていねいに聞きとるなかで、加害者らしい子に「何があったんや？」と本音を聞きだした。すると、Aさんと周りの数人とのちょっとしたトラブルがキッカケで、「Aさんって、イヤな人や」と、嫌がらせが始まり、集団的「いじめ」になったことがわかったそうです。そこで先生は、被害者と加害者の両方に了解を得て、クラスの全体でこの問題を考えるとりくみを連続して行ない、生徒たちは「相手にも自分にも、命や身体、自尊心があり、それを傷つけてはいけないのだ」ということを深くつかみ、人間的にも大きく成長したとのことでした。

先生は「いじめを、子ども同士の関係性の問題、人間としての成長や集団づくりの契機として向き合うのが教師の仕事。いじめる子にもストレスや悩み、虐待・貧困などの背景がある」として、日常から一人ひとりの家庭背景や子どもグループの関係に目配りしておくこと、保護者の信頼と協力を得ることの重要性につ

いても強調されました。

お話を聞いて、現場の教職員と子どもたちにこそ「いじめ」解決の力があるんだと、私自身が実感するとともに、一緒に話を聞いた若い先生方の感想からも、教職員にとっても、こうした実践が大きな励みになることを感じました。

教職員の「いじめ」対応について、府教委は「教職員ハンドブック」を配布して、対応のマニュアルを示しているとのことですが、同時に、「いじめ」の解決というのは単純・表面的なものではなく、だからこそ教職員は日々、大変、苦勞しておられるのです。

そこで、「いじめ」解決のため、現場にある豊かな実践例を、成功・失敗も含めて蓄積、教訓化し、現場にいきてとりくみが必要です。府教委として、そうしたとりくみをすすめていただきたいと考えますが、いかがですか。

なお、「いじめ報告数」や「解決率」などを教員評価と結びつけるようなやり方が京都市教育委員会などで導入されようとしています。教職員への管理強化をいっそう推し進める、こうしたやり方はやめるべきです。つよく指摘しておきます。

さらに、「いじめ」加害者への対応についてですが、維新の会の橋下大阪市長が「いじめた子は転校させる」などとし、文科省は子どもの問題行動に対して「ゼロトレランス（寛容度ゼロ）」「規範意識の徹底」で押さえ込もうとしています。

しかし、「いじめ」を本当になくすためには、加害者排除や厳罰主義、「規範意識」「道徳教育」の押し付けではなく、いじめた子どもにもいねいに対応し、子ども自身が反省・謝罪し、立ち直るまで支援することこそ必要と考えますが、府教委の考えをお聞かせ下さい。

3つめは、それらをやるためにも、「いじめ」解決にとりくむ条件整備を急いですすめることです。

新聞の調査でも、「いじめ対応の時間が足りない」と7割もの教員が答えているように、多くの教員が「忙しすぎて子どもと向き合う時間がない」状態の改善が不可欠です。また、先の実践例のように、「いじめ」のサインを見逃さず、「いじめ」解決に子ども自身の力を引き出し、クラス集団で解決をはかるためにも、1クラス40人という規模では大変な困難があるのではないのでしょうか。

平野・前文部科学大臣も「教員が子どもに向き合う時間をもっと多くとることで、いじめの兆候を見抜けていく」「時間を確保できるような環境づくりを」し、文科省として来年度予算に小・中学校全学年で35人学級を実現できるよう教員数確保を要求しているところです。

京都府では「京都市少人数教育」が実施されていますが、市町教育委員会や学校の選択に任されており、現実には小学3年生以上で40人近い学級が少なからず残されています。「いじめ」問題を考えた時、3・4年生というのは身体も心も大きく飛躍するとともに授業内容が難しくなる時期です。さらに、小学校高学年から中学というのは思春期に入り、人間関係や容姿などに敏感になり、生まれ育ってくる自尊心・自尊感情との関係でも「いじめ」がエスカレートしたり、深刻な事態を招く事例も相次ぎ、生徒指導が難しい時期です。

私たちはこれまでから、小・中・高校すべての学年で30人学級を、と求めてきましたが、いま、「いじめ」が府内で9000件近くも認知されているもとの、教職員が一人ひとりの子どもに目を配り、「いじめ」を見逃さず、「いじめ」の兆候があればすぐに対応して解決していくためにも、30人学級の必要性が明らかになったのではないのでしょうか。府教委としてどう考えているのか、お聞かせ下さい。

そして、市町村や学校任せにせず、30人学級を実施するための予算措置を行なうこと、「臨時」でなく正規教員を増やす、専科教育の教員配置などは、「いじめ」解決のための条件整備として不可欠だと考えますが、いかがですか。

第4に、「いじめ」をなくすためにも、子どもたちにストレスとなっている過度の競争教育について、「子どもの権利条約」の立場から大きく見直すことが必要です。

この間、国連子どもの権利委員会は、「極度の競争教育を是正すべき」と繰り返し日本政府に勧告を行なっています。

学校教育に過度の競争が持ち込まれ、受験競争は低年齢化し、子どもの塾通いの割合が増えています。新学習指導要領で教科書は分厚くなり、授業のスピードアップ、宿題が増え、子どもたちの遊びの時間や、運動会・文化祭などの時間が削られ、自主活動による成長の機会も減らされています。

そうしたなか、日本の子どもたちは、ユニセフの調査では、「孤独を感じる」が29.8%に達し、また「ありのままの自分がいい」という安心感が持てず、自己肯定感の低さが心配されています。さらに、自民党政

治による「構造改革」で、貧困と格差が広げられ、貧困ライン以下の家庭で暮らす子どもの割合は 15%と、先進国で9番目の高さです。

本府でも、高校入試制度の度重なる改定で格差と序列化が激しくされ、小学校からの習熟度別授業や、府学力テストの実施と活用拡大など、競争をひどくする方向が推し進められてきたのではないのでしょうか。

そこですかがいます。国連子どもの権利委員会の 2010 年最終所見では、日本政府に対して「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する」とし、「極端に競争的な環境による悪影響を回避することを目的とし、学校および教育制度を見直すことを勧告する」。「同級生の間でのいじめと闘う努力を強化し、およびそのような措置の策定に児童の意見を反映するよう勧告する」としています。これを、府教委としてはどのように受けとめているのか、また、これらの指摘をどう生かす努力をするのか、お聞かせ下さい。

**【教育長・答弁】**いじめの実態把握についてであります。先に実施されました「いじめの緊急調査」では、新たに児童生徒への調査が位置付けられたことから、いじめにつながる可能性があるものも含めて、幅広く把握することができ、いじめの早期対応につながったと考えております。

今後は、児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査を行なうとともに、教員一人ひとりのいじめに気付く力を高めるため、当事者への対応、関係機関との連携などを示した、いじめ問題ハンドブックを活用した教員研修を徹底し、いじめの実態をしっかり把握できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校現場におけるいじめ対策を効果的に進めることが重要でありまして、校長会や生徒指導担当者会議などで、各学校のさまざまな取り組みや成果等を情報交換するとともに、先進的な取り組み事例などを府内の学校に広く周知してまいります。

次に、子どもたちへの指導についてであります。あらゆる場面で子どもたちの人権意識を高め、いじめは決して許せない行為であることを教えることが重要であります。いじめが発生した場合に、いじめた子どもに対しては、毅然とした態度をとることが重要であると考えております。その上で、いじめられた子どものケアはもちろんであります。いじめた子どもに対しても事象を通じて何を学ばせるかという視点を持ち、粘り強く指導していく必要があると考えております。

次に教員配置等の学校体制についてであります。いじめを早期に発見し、対応するためにはきめ細かな指導ができる体制づくりを進めることが重要であります。このため、京都式少人数教育を推進し、30人程度で授業ができる教員を配置し、いじめや学力などの学校課題に応じて、複数教員による指導や、少人数学級などの実施方法を選択ができるよう取り組んできました。

また、教員のみならず、専門的視点から、いじめなど児童生徒のさまざまな悩みや相談に対応できるよう、スクールカウンセラーなどの専門家を学校に配置してきました。

次に、国連児童の権利委員会の勧告についてであります。いじめ防止には学校環境を整えたり、生徒自身の取り組みを進めることが重要であると考えており、また、本府の状況が過度な競争的環境になっているとは考えておりませんが、いずれにせよ落ち着いた教育環境をつくる必要があると認識しております。府教育委員会といたしましては、市町教育委員会や関係機関と連携し、いじめを見逃さず、許さない学校づくりに向け、全力で取り組んでまいります。

**【成宮・再質問】**いま、「いじめ」解決のために府教委がやるべきこととして、私から4点を質しました。お答えがりましたが、そのなかでも、教職員が子どもたちに向き合える条件づくりについて再度うかがいます。

11月18日の新聞に、PTA全国協議会、全国市町村教育委員会連合会、小学校・中学校の校長会、教職員組合など23の全国組織が連名で、「早期に教職員定数改善計画を策定し、小・中学校の全学年で35人以下学級実現を！」という全面広告を出されました。そのなかでも、「いま、学校現場でおきていること」の筆頭に「いじめ・不登校への対応が急務」とし、「正規教員の増員を」と求めておられます。

いまお答えがありましたけれども、京都式少人数学級をやっているとおっしゃいますけれども、現場では小学校3年生から40人近いクラスがたくさんあって、先生方本当に一人ひとりきめ細かく目が行き届かせるということが困難になっているとおっしゃっているのです。こういう声に応じて、国に教職員定数を増やすよう求めるとともに、府教委として、30人学級、正規教員を増やす、専科教員の配置などの条件整備をやってこそ、「いじめ」対策を実際に進める力となるのではないのでしょうか。それとも、条件整備はもう十分だ

とお考えなのでしょうか、再度、お聞かせ下さい。

**【教育長・再答弁】**再質問にお答えします。先ほど京都式少人数教育のための教員や、あるいはスクールカウンセラーなどの配置などで、多様な手立てをしているとお答えを申し上げました。ただ、体制を整えると同時に、最も重要なのは、ご質問の中にもありましたけれども、教員の個々の対応力、それから学校としての組織力、こういうものを高めることが重要であります。数だけ増やせば良いというものではないというふうに考えております。

**【成宮・指摘・要望】**いまお答えいただきましたけれども、数だけ増やせば良いと言っているのではなくて、先にも申し述べましたように、現場の教員にはいじめを解決していく実践の力があるのだという、そういう実例もあるわけです。こういうものを若い教員の皆さんにも返しながらかやしていけば、教員の子どもと向き合う、きめ細かな一人ひとりに目が届く体制にもなるわけで、府教委として、やっぱり条件整備を責任もって行うことが必要であると思います。

府教委が8月に「いじめ」問題の市町教育委員会教育長会議を開催されていますけれども、その中でも出席者から、「教員が子どもと向き合う時間が『物理的に』減少している」、こういう声があがっていました。そして、田原教育長もこの会議のまとめで、「いくらマニュアルなどがしっかりしていても、実際の教員の対応がなければまったく意味がない。教員の実践する力が大事」と言っておられるのですけれども、その実践する力を引き出すためにも、条件整備というのは府教委の責任なのだ、この点でぜひ、責任を果たしていただきますように、強く求めまして、次の質問に移ります。

## ほんものの文化芸術をすべての子どもたちが体験できる事業を

**【成宮】**つぎに、文化芸術支援についてうかがいます。

昨年は、京都で国民文化祭が開催されましたが、「祭の後」こそ、文化行政の役割が重要です。本議会に「京都こころの文化・未来創造ビジョン」が提案され、「京都の文化をめぐる現状や課題を分析し、あるべき姿を展望し、基本的な理念および府の重点施策等について、総合的な指針として」策定するとされています。詳細は委員会でお聞きしますが、今日は3点にしぼってうかがいます。

1つは、基本的な理念と府の役割として、誰もが文化芸術に親しみ、自由に創作・発表活動に参加することは国民・府民の基本的な権利であり、それを保障するのが行政の役割だ、と明確に位置づけるべきではないかということです。府民の権利と行政の役割について、どう考えるのかお聞かせ下さい。

2つめは、文化の次世代継承、とりわけ、学校教育の場を通じた文化芸術鑑賞・体験についてです。

先般、私の娘が通う小学校で関西フィルハーモニー・オーケストラの公演があり、子どもたちは「大きな楽器を持った人が大勢やってきて、体育館いっぱい広がって、大きな音が体中に響いてきた」「友たちが指揮者をして、オーケストラと一緒に歌って、すごかった！」と、喜びと感動を全身で表現してくれました。文化庁の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」がたまたま当たったようですが、「くじで当たったら」というのではなく、本来すべての子どもたちがこうした体験をできるようにすべきだと感じます。

学校での、プロなどによる高い水準の文化芸術鑑賞・体験について、私たちは、すべての学校でせめて年1回は実施を、と求めてきました。

先に紹介した文化庁の事業に「当選」した学校が、府内では今年度85校あり、また、本府として、今年度から小中学校などを対象にした「次世代文化継承・発展事業」などが始まりましたが、今年度の実施は小学校12、中学校3、府立学校23校とのこと。他にも、府立高校生の茶道・華道などの体験事業や、商工労働観光部や府民生活部の補助を使って、西陣・友禅の職人さんのNPOが、学校などで「ものづくり体験」をやっておられる例などもあります。それらを集めても、全学校という規模には至ってはおりません。

学校公演を中心に活動している児童劇団などに聞きますと、とりわけ、小・中学校では文化芸術鑑賞を行なう学校が以前より激減しており、自治体による学校公演補助で大きな格差があるとのこと。私も直接、学校補助を行なっている自治体にお聞きしましたが、宇治田原町、京田辺市、城陽市、木津川市などでは、毎年の学校での文化鑑賞が子どもにも保護者にもたいへん喜ばれているようですが、補助のない自治体もあります。

そこで、本府として、学校での子どもたちの文化芸術鑑賞・体験への支援の重要性について、どう認識し

ているのか、またこの際、府としても事業を思い切って拡充し、市町教育委員会とも連携しながら、すべての学校で年1回は文化芸術鑑賞・体験が実施できるよう、目標を明確にして推進すべきと考えますが、いかがですか。

3つめは、府民が文化を創造・発表できる場所や機会をしっかりと支えること、文化発信の拠点としての京都文化博物館、府立文化芸術会館、府民ホールなどの役割と管理についてです。

文化芸術会館や府民ホールなどの府民利用施設が指定管理者制度とされ、今回の指定管理者見直しにあたって、会館やホールを利用する演劇・音楽関係者から「ベテランの舞台技術者らが、アマチュアにも親身に相談にのり、的確なアドバイスなどしてきたことが京都の劇団を育てる役割を果たしてきた。技術の蓄積のあるスタッフを継続してほしい」「これまで、文化芸術会館、府民ホール職員の人的交流を通じ、双方の公演の質をアップしてきた経過があり、ばらばらの指定管理者にしては困る」など要望が寄せられました。今回の見直しでは、たまたま双方が同じ指定管理者となり、職員も継続雇用となりましたが、今後も指定管理者の見直しごとに、こうした問題が浮上するというのは、関係者の心配は続くことになります。

そもそも、文化芸術施設は、府民による文化活動への参加を保障する場であり、財政・経営効率第一で指定管理者を決めることに大きな問題があると言わなければなりません。少なくとも、いま現に、文化芸術会館、府民ホールなどで、府民と文化をつなぐ重要な役割を担っている技術職員が継続して役割を発揮できるよう保証することが必要だと考えるものです。

そこどうかがありますが、府立文化芸術会館、府民ホールなどが3年ごとの指定管理者見直しとされることで、高い水準の表現を支え、劇団の育成にも役割を発揮してきた照明や舞台などの技術職員の身分保障が懸念されますが、彼らが現に果たしている役割について、府としてどのように認識し位置付けているのか、見解をお聞かせ下さい。

これで質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【知事】**成宮議員のご質問にお答えします。文化芸術への支援についてですが、京都府文化力による京都府活性化条例では府民が等しく多様な文化に親しみ、参加し、これを創造することができる環境のもとに文化に関する活動が活発に行われることを基本理念として定めております。その上で府の責務として、基本理念にのっとり、施策を総合的に達成しこれを実施するものとしているところでして、こうした京都府としての義務をしっかりと履行していくことが、一番現実的な進歩につながると考えております。

同条例に基づき作成しました京都心の文化・未来創造ビジョンが目指しているのは、自然への畏敬の念や人が自然の中で生かされている感謝の気持ち、人と人との絆を大切にするという、生活の知恵から生まれたいのち輝く心の文化を大切にすること、そしてその中で京都のもつ、ほんまものの文化を次世代に継承し、心豊かな人材を育成すること、更に各地域の生活の中に根づいている文化をしっかりと認識して、それを生かすことという、まさに人間形成こそ、最大の文化事業という点にあります。そしてさらに子どもたちに自分の地域を誇りに思い、暮らしを大切にしてもらうために、全府域において都文化圏を展開し、未来に続く京都を作っていこうということでもあります。次代を担う子どもたちに、私たちの先人が守り伝え、魂が込められたほんまものの文化を、次世代を育て、未来に伝えていくことこそ、行政の役割であり、京都府の使命と考えているところです。

文化芸術会館や府民ホールにつきましては、舞台芸術などの拠点であり、それを支えるスタッフや技術職員の役割は大変重要であります。

施設の職員は管理運営にたって、様々な知識と経験を持っていて、こうしたソフト面でのノウハウも評価して指定管理者を選定しているところです。

今後とも指定管理者との連携のもと、文化芸術の振興に努めてまいりたいと考えております。

**【田原教育長】**文化体験事業への支援についてであります。文化を実際に体験する機会を設けることは、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむためにも大変重要であると考えております。

府内の小中学校では、これまでから京の学び教室や京発見、仕事・文化体験活動などの取り組みを活用し、児童生徒が地域の方々と共に、生け花やお茶摘み体験、和太鼓などを体験したり、能楽や演劇を鑑賞するといった取り組みが進められております。またすべての府立高校において、茶道や華道を通じて、伝統や文化への関心が高まるような体験的な取り組みが進められております。京都府教育振興プランにおきましても、すべての小中高校で、伝統や文化を体験する授業を実施することを目標として掲げており、今後も市町教育

委員会や知事部局など関係機関と連携しながら、子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実を図ってまいりたいと考えております。